入 札 公 告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札(事後審査型入札)について次のとおり公告する。

令和7年10月16日

河内町長 野澤良治

- 1 入札対象工事
- (1) 工事名 河内町旧配水池解体工事
- (2) 工事場所 河内町水道管理事務所地内
- (3) 面 積 構 造: RC造

階数:地上1階

建築面積: 552 m²

- (4) 工事概要 · 土工 一式
 - ・構造物撤去工 一式
 - 運搬処理工 一式
 - 仮設工 一式
- (5) 工 期 契約日締結日から令和8年5月29日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7)低入札価格調査 設定しない
- 2 入札参加形態 単体とする
- 3 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による解体工事業に係る許可を有するものであること。
- (3) 建設業法第15条の規定に基づく解体工事業に係る特定建設業の許可を得ていること。
- (4) 契約締結日から1年7カ月以内の審査基準日の経営事項審査を受けている者であること。
- (5) 竜ケ崎工事事務所管内、土浦土木事務所管内、潮来土木事務所管内に建設業法に基づく本店を有すること。
- (6) 令和7・8年度に係る河内町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事

再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (9) 市町村の納税義務に対し完納していること。
- (10) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における解体工事の総合評定値(P) が河内町に本店がある者は650点以上、それ以外の者は800点以上であること。
- (11) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における解体工事年間平均完成工 事高があること。
- (12) 過去10年以内に国または地方公共団体が発注した解体工事を元請として施工実績があること。
- (13) 建設業法第26条の規定に基づく許可業種に対応する主任技術者又は監理技術者を適正 に配置できること。また、監理技術者にあっては、監理技術者証及び監理技術者講習修了 証を有する者であり、3カ月以上の雇用が確認でき、社会保険に加入している者であるこ と。

4 入札参加申請等

- (1) 申請書類 各様式は、河内町ホームページからダウンロードすること。
 - ア. 河内町一般競争入札実施要綱(平成27年訓令19号。以下「要綱」という。)第5条第1項に規定する一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)
 - イ. 最新の審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
- (3) 提出先 河内町役場企画財政課
- (4) 提出方法 申請書等は持参又は郵送とする。
- 5 設計図書の閲覧

設計図書は、河内町ホームページに公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。 URL: https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/

- ア. 閲覧期間 令和7年10月16日(木)午後2時から 令和7年11月17日(月)午後4時まで
- 6 設計図書等に対する質疑、回答

設計図書等に対して質疑がある場合は、軽微なものを除き、要綱第10条第3項に規定する質疑応答書(様式第6号)によりE-mailで提出すること。

(1) 質疑受付期間

受付期間 令和7年10月16日(木)午後2時から 令和7年10月28日(火)午後4時まで(必着)

受付方法 E-mail: kizai@town. ibaraki-kawachi. lg. jp

※E-mail 送信後、確認のため必ず入札担当課の企画財政課(TELO 2 9 7 - 8 4 - 6 9 7 0) へ受領確認の電話をすること。

(2) 質疑に対する回答

回答期限 令和7年11月4日(火)まで随時、河内町ホームページに掲載する。 回答は必ず確認すること。

7 現場説明会 実施しない。

8 入札方法等

- (1) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参すること。
- (2) 入札金額に対応した工事内訳書(任意様式可)を作成し、入札書提出時に併せて提出すること。
- (3) 入札書には、入札参加者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回とする。

9 開札

- (1) 日 時 令和7年11月18日(火)午前10時00分から
- (2) 場 所 河内町役場 河内町源清田1183
- (3) 入札立会者は各事業者2名までとする。
- 10 入札保証金 免除とする。

11 落札候補者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。

12 資格要件の確認及び落札者の決定

- (1) 落札候補者となった者は、次に掲げるとおり競争入札参加資格の確認を受けるものとする。
 - 1. 事後審査に伴う関係資料の提出期限

令和7年11月26日(水)午後5時まで

2. 提出書類

- ・要綱第5条第1項の規定による一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- ・要綱第5条第2項の規定による元請としての施工実績調書(様式第3号又は任意様式 でも可とする。)及び施工実績調書に記載された工事がコリンズに登録してあるものに ついては登録内容確認書等コリンズの実績を確認出来る書類
- ・主任(監理)技術者の配置予定表(任意様式)及び主任技術者又は監理技術者の資格 を確認できるものの写し
- ・現場代理人、主任技術者又は監理技術者にあっては、健康保険被保険者証その他3カ 月以上の雇用関係があることを証する書類の写し
- ・納税証明書の写し(落札候補者の所在する市町村が課税する市町村税に関し滞納がない証明)
- 3. 落札者の決定は、参加資格確認申請のあった日から起算して3日以内(休日等は除く) に行うものとする。
- 4. 参加資格確認申請を審査した結果、落札者を決定したときは、一般競争入札参加資格 確認通知書及び落札者決定通知書を落札者に通知するものとする。
- 5. 参加資格確認申請を審査した結果、参加資格を満たしていない場合は、当該落札候補者を失格とし、競争入札参加確認通知書により通知する。以後入札価格の低い順に審査を実施し、競争入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行う。
- 6. 当該入札の落札候補の失格者は、町長に対して資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、通知を受け取った日から5日以内に任意様式による書面を提出しなければならない。(郵送等による送付は認めない。)

13 契約保証金

- (1) 次に掲げるいずれかの保証を付すこと。(契約金額の100分の10以上の額とする。)
 - 契約保証金の納付
 - 履行保証保険契約の締結
 - 公共工事履行保証証券による保証
 - ・ 契約保証金に代わる担保としての国債の提出
 - 金融機関又は保証事業会社の保証

14 支払条件

(1) 前払金

・ 保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、契約金額の10分の4の範囲 内で、請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、

契約金額の10分の2の範囲内で、請求できる。

(3) 部分払

・ 契約金額のうち、出来高部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の範囲内で、請求できる。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア. 工事内訳書が提出されない場合
- イ. 入札書と工事内訳書の金額が相違する場合
- ウ. 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない場合
- エ. 前各号のほか、河内町財務規則第125条の各号に該当する場合
- オ. この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者の した入札又はこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

16 その他

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約又は仮契約(議会の議決に付すべきものに限る。)を締結しなければならない。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定の現場代理人及び技術者を本工事に専任で配すること。
- (3) この入札に参加した者は、当該工事の下請けは出来ないものとする。
- (4) 工事の施工にあたって下請け業者を使用する場合は、町内業者を優先すること。
- (5) 落札者は、コリンズ(工事実績情報システム)に登録すること。
- (6) この公告により入札をした者は、入札後において、この公告及び設計図書等について不明瞭等を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104 号)に基づき、部分解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた 工事である。
- (8) 上記に定めのないものは、建設業法、地方自治法、河内町財務規則、河内町一般競争入 札実施要綱等による。
- (9) その他詳細不明の点については、次に照会すること。

河内町役場企画財政課 入札担当

〒300-1392 稲敷郡河内町源清田1183

TEL: 0297-84-6970

E-mail: kizai@town.ibaraki-kawachi.lg.jp